令和4年度白子町DMO設立支援業務委託仕様書

1 業務名

令和 4 年度白子町 DMO 設立支援業務

2 業務の目的

白子町はテニスを中心としたスポーツ合宿や温泉施設の利用など、首都圏客を中心に年間 80 万人を超える観光客が来訪している。しかし、近年は旅行者ニーズの多様化も進み、観光地間での競争が増していることに加え、新型コロナウィルスの感染拡大により観光を取り巻く環境は大きく変化していることから、町の観光の現状、観光を取り巻く環境の変化を改めて把握し、観光振興の方針を定めるとともに、町内の関係者と共に観光振興を牽引する観光地域づくり法人(DMO)の設立が求められる。

本業務では、観光庁が定める候補 DMO への登録完了を見据え、町内関係者による DMO についての理解促進(勉強会)、DMO の母体となる組織や人材の検討、中核となりうる人材に対する基礎知識・基本スキル等の取得支援(ワークショップ)、白子町の基礎的な観光実態の整理等(各種リサーチ)等を行い、DMO 設立に向けた基盤づくりを行う。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

4 業務内容

受託者は、DMO 設立に向けた町内の基盤形成に必要な次の作業を実施する。

(1) 庁内関係部署、町内の主要な観光関係者等に対する勉強会の実施

白子町観光部局、庁内関係者、観光協会、宿泊施設、スポーツ施設、観光関連団体・事業者等の町内の主要な関係者に対し、DMO に期待される役割・機能・人材等について勉強会を行い、DMO に関する関係者の理解を深めるとともに、議論において DMO 形成の母体となる組織や人材について検討する。

勉強会は、まず、観光部局・庁内関係者・観光協会を対象に第1回目を行い、第2回目は町内の主要な観光関係者を交えた形で実施する。なお、資料作成、講義、勉強会でのファシリテーションは DMO 形成に関する専門的知識を有する者が行い、事務局にて議事録を作成し勉強会終了後速やかに関係者に共有する。町内の主要な観光関係者については、観光局、観光協会と協議の上選定する。

(2) 関係者によるワークショップの実施

DMO の中核を担う組織関係者によるワークショップを行い、白子町における観光の課題の整理、白子町の観光資源のリストアップと再評価、マーケティング視点での観光施策の考え方等について議論を行い、白子町の観光振興の方向性、推進組織の在り方等について整理することなどを通じて、DMO を担う人材に必要となる基礎知識の理解を促す。

参加者は白子町観光部局、観光協会、町内観光団体・事業者等と調整して選定し、テーマ別に2回程度実施する。なお、資料作成、講義、勉強会でのファシリテーションは DMO 形成に関する専門的知識を有する者が行い、事務局にて議事録を作成し勉強会終了後速やかに関係者に共有する。

(3) 白子町における観光の現状把握のための各種調査

白子町の観光資源のリストアップ、観光等に関する統計データ、RESAS 等のオープンデータ、ビッグデータ、観光の潮流に関する資料等を活用し、白子町における観光の課題・方向性等の検討に資する資料を作成し、勉強会、ワークショップ等における資料として活用する。なお、調査手法等は提案によるものとする。

(4) ターゲット市場調査

想定されるターゲット市場に対しアンケート調査を行い、白子町及び町内観光資源の認知、来訪 経験等の基本指標、町内観光資源の受容性等について把握する。

(5) ロードマップ等の作成

(1)~(4)の結果を踏まえ、候補 DMO 登録までのロードマップと、DMO 形成・確立計画(申請関係書類)のラフ案を作成する。

5 業務の成果品及び提出期限

(1) 業務完了報告書 5部(令和5年3月24日まで)

A4版・表紙及び本文4色カラー刷り

- (2) 上記成果品の本町の指定する形式 (Ms-Word、Ms-Excel、PDF等) の電子データ (随時電子メールで提出、なお業務完了時はCD-Rで提出)
- (3) その他作成した各種資料等は本町に随時提出するとともに、整理・保存し、委託期間終了時に改めて提出するものとする。

6 その他

- (1) 本件契約に基づき、事前に本町の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。
- (2) 本件契約に従い本町に納入する成果物の所有権及び著作権は、納入されたときに、白子町に帰属するものとする。ただし、受託者または第三者が従前から著作権を有している場合を除く。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。